

項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

- (1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で法附則第32条第4項第1号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同項第1号の総務省令で定めるもの
- (2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法附則第32条第4項第2号の総務省令で定めるもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同項第2号の総務省令で定めるもの

附則第32条の2第1項中「証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

附則第32条の3中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則第32条の4第1項中「第37条の11の3第3項第1号」を「第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号」に、「次項」を「以下この項及び次項」に、「同条第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき」を「係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に」に改め、同条第2項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

附則第33条第6項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改め、同項第2号中「証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる取引」に、「証券業者」を「金融商品取引業者」に改める。

附則第33条の2中「平成19年12月31日」を「平成20年12月31日」に改める。

（兵庫県税証紙条例の一部改正）

第2条 兵庫県税証紙条例（昭和40年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,300円」の右に「、2,000円」を、「5,500円」の右に「、6,100円」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中兵庫県税条例第2条第1号及び第25条の改正規定並びに附則第3項の規定 平成19年4月1日
 - (2) 第1条中兵庫県税条例第17条の改正規定及び次項の規定 平成20年1月1日
 - (3) 第1条中兵庫県税条例第179条第1項の改正規定並びに第2条及び附則第8項の規定 改正法附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日
 - (4) 第1条中兵庫県税条例第32条の19並びに附則第32条の2第1項、第32条の4及び第33条第6項第2号の改正規定 改正法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日
(県民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の兵庫県税条例（以下「改正後の条例」という。）第17条の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第25条第1項第1号の規定は、平成19年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成18年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 4 次項に定めるものを除き、改正後の条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 5 施行日前にされた第1条の規定による改正前の兵庫県税条例第46条第2項の規定による家屋の新築後最初に行われた住宅金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。
(自動車取得税に関する経過措置)
- 6 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 7 改正後の条例附則第24条第4項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成19年8月31日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第2号中「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので法附則第32条第5項第2号の総務省令で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が3.5トンを超える特定自動車」とする。
(狩猟税に関する経過措置)
- 8 改正後の条例第179条第1項の規定は、附則第1項第3号に掲げる日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。
- ~~~~~

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第11号

職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第24項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、「第17条の3第2項」の右に「及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第59号)附則第7項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則第24項中「平成19年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、「第20条」の右に「及び職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第59号)附則第7項」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育長の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成19年3月分」を「平成20年3月分」に改める。

附則第10項中「平成18年」を「平成19年」に改める。

(特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第4条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第54号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「平成19年3月分」を「平成20年3月分」に改める。

附則第12項中「平成18年」を「平成19年」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。



兵庫県公益認定等委員会条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第12号

兵庫県公益認定等委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「法」という。）第50条第2項の規定に基づき、兵庫県公益認定等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員3人以上7人以内で組織する。

2 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第3条 委員は、人格が高潔であって、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 専門委員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、その任を解くものとする。

(職権の行使)

第4条 委員は、独立してその職権を行う。

(委員の身分保障)

第5条 委員は、委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(委員等の服務)

第6条 委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(委員長)

第7条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第9条 委員会に、その所掌事務を分掌させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法附則第1項第2号に規定する政令で定める日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第8条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中第9号の4を第9号の5とし、第9号の3の次に次の1号を加える。

(9)の4 公益認定等委員会

別表第1 本人確認情報保護審議会の項の次に次のように加える。

| | | | |
|----------|------|----|---------|
| 公益認定等委員会 | 委員長 | 日額 | 15,500円 |
| | 委員 | 日額 | 12,500円 |
| | 専門委員 | 日額 | 12,500円 |

別表第2 本人確認情報保護審議会の委員の項の次に次のように加える。

| | |
|-------------------|---------------------|
| 公益認定等委員会の委員及び専門委員 | 職員旅費条例中8級の職務にある者相当額 |
|-------------------|---------------------|

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第13号

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表経営学研究科の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|--------------|
| 会計研究科 | 神戸市西区学園西町8丁目 |
|-------|--------------|

第5条第2項の表環境人間学研究科の項中「姫路市新在家本町1丁目」を「姫路市新在家本町1丁目」を三田市弥生が丘6丁目」に改める。

第6条の表自然・環境科学研究所の項中「佐用郡佐用町西河内」を「佐用郡佐用町西河内」を丹波市青垣町沢野」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成19年 3月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 14 号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項中「同条第 7 項」を「同条第 8 項」に改める。

第13条第 1 項第 1 号中「又は結核菌」を削る。

(感染症診査協議会条例の一部改正)

第 2 条 感染症診査協議会条例(平成11年兵庫県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 5 項」を「第24条第 6 項」に改める。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表21の部を次のように改める。

21 削除

本則の表66の部の次に次のように加える。

66の 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務

| 事 務 | 市 町 |
|---|----------|
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく事務のうち、同法第53条の 7 の規定による通報又は報告の受理に関する事務 | 尼崎市及び西宮市 |

(結核診査協議会条例の廃止)

第 4 条 結核診査協議会条例(昭和38年兵庫県条例第56号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の特殊勤務手当に関する条例第12条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第12号を次のように改める。

(2) 削除

別表第1 結核診査協議会の項を削る。

別表第2 結核診査協議会の委員の項を削る。

~~~~~

動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸 敏 三

## 兵庫県条例第15号

動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例

- 第1条 動物愛護センター設置条例（平成10年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の表所管区域の欄中「芦屋市」を「明石市 芦屋市」に、「相生市」を「相生市 加古川市」に、「宝塚市 川西市 宍粟市 川辺郡」を「西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 加西市 宍粟市 加東市 川辺郡 多可郡 加古郡」に改める。

- 第2条 動物愛護センター設置条例の一部を次のように改正する。

第2条の表所管区域の欄中「明石市」を「明石市 洲本市」に、「加西市」を「加西市 南あわじ市 淡路市」に改める。

## 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

~~~~~


兵庫県老人休養ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第16号

兵庫県老人休養ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

兵庫県老人休養ホームの設置及び管理に関する条例（昭和45年兵庫県条例第38号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。



兵庫県立知的障害者援護施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第17号

兵庫県立知的障害者援護施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(兵庫県立知的障害者援護施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県立知的障害者援護施設の設置及び管理に関する条例(昭和37年兵庫県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条中「県は」の右に「、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る施設の利用につき」を加え、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(同条第1項に規定する特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該障害福祉サービスに要した費用の額」に改め、同条各号を削る。

(兵庫県立身体障害者授産施設小野起生園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立身体障害者授産施設小野起生園の設置及び管理に関する条例(昭和38年兵庫県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第4条中「県は」の右に「、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る施設の利用につき」を加え、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用(同条第1項に規定する特定費用を除く。))の額を超えるときは、当該障害福祉サービスに要した費用の額」に改め、同条各号を削る。

(兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例(昭和44年兵庫県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「前条第1項の表リハビリテーションセンターの項業務の欄1に規定する身体障害者更生施設及び同欄2に規定する身体障害者授産施設」を「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る前条第1項の表リハビリテーショ

ンセンターの項業務の欄1に規定する身体障害者更生施設及び同欄2に規定する身体障害者授産施設（以下この項において「施設」という。）の利用につき、施設に、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」を「障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該障害福祉サービスに要した費用の額）」に改め、同項各号を削る。

（兵庫県立身体障害者福祉工場の設置及び運営に関する条例の一部改正）

第4条 兵庫県立身体障害者福祉工場の設置及び運営に関する条例（昭和49年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の2条を加える。

（使用料の徴収）

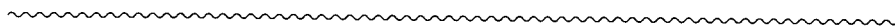
第3条の2 県は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る福祉工場の利用につき、福祉工場の利用者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項又は第2項の措置に係る者を除く。）から、障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害福祉サービスに要した費用（同条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該障害福祉サービスに要した費用の額）の使用料を徴収する。

（使用料の免除）

第3条の3 知事は、貧困その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。



産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第18号

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例

産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

「第3章 産業廃棄

目次中「第3章 産業廃棄物の不適正な処理の防止（第9条―第16条）」を

第1節 産業廃

第2節 建設資

第3節 電子情

物の不適正な処理の防止

棄物の不適正な保管の防止（第9条―第16条）

に改める。

材廃棄物の不適正な処理の防止（第16条の2・第16条の3）

報処理組織による産業廃棄物の管理の推進（第16条の4）」

第2条第5項中「3,000平方メートル」を「1,000平方メートル」に改める。

第3条中「及び第40条」を「並びに第40条及び第40条の2」に改める。

第6条に次の1項を加える。

2 知事及び公安委員会は、前項の監視体制の強化その他の施策について、緊密に連携して必要な措置を講ずるものとする。

第3章中第9条の前に次の節名を付する。

第1節 産業廃棄物の不適正な保管の防止

第10条第1項中「章」を「節」に改める。

第3章中第16条の次に次の2節を加える。

第2節 建設資材廃棄物の不適正な処理の防止

（解体工事の注文者の義務）

第16条の2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第2条第3項第1号に規定する解体工事（他の者から請け負ったものを除く。以下「解体工事」という。）の注文者は、同条第2項に規定する建設資材廃棄物（以下「建設資材廃棄物」という。）の処分に係る費用の適正な負担により、建設資材廃棄物の適正な処分の実施が確保されるよう努めなければならない。

(建設資材廃棄物の引渡完了報告等)

第16条の3 解体工事の注文者から解体工事（建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事であるものに限る。以下同じ。）を直接請け負った者又は解体工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下「自主施工者」という。）は、当該解体工事に伴って生じた建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し完了したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、建設資材廃棄物の搬出先の事業場の名称その他の規則で定める事項を知事及び当該解体工事の注文者（自主施工者にあつては、知事）に報告しなければならない。

2 解体工事の注文者は、前項の規定による報告がなかったとき、又は当該報告の内容から見て建設資材廃棄物の処理が適正に行われていないと認めるときは、知事に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

第3節 電子情報処理組織による産業廃棄物の管理の推進

第16条の4 産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する者及び産業廃棄物の運搬又は処分を受託する者は、廃棄物処理法第12条の5の定めるところにより、電子情報処理組織（廃棄物処理法第2条第6項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して産業廃棄物の適正な管理を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(不適正処理監視員の設置)

第40条の2 産業廃棄物等の不適正な処理を防止するための監視及び啓発を行うとともに、産業廃棄物等の不適正な処理の事案を早期に発見し、これに対する改善の指導を行うため、県に、不適正処理監視員を置く。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第3条及び第6条の改正規定、第16条の次に2節を加える改正規定（第3章第3節に係る部分に限る。）並びに第40条の次に1条を加える改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正後の産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第5項に規定する特定事業（改正前の産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例第2条第5項に規定する特定事業に該当するものを除く。）を行っている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して3月間は、改正後の条例の規定にかかわらず、当該特定事業を行うことができる。その者がその期間内に改正後の条例第23条の許可を申請した場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 改正後の条例第3章第2節の規定は、施行日以後に締結される契約に基づき実施される改正後の条例第16条の2に規定する解体工事について適用する。

ため池の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第19号

ため池の保全に関する条例の一部を改正する条例

ため池の保全に関する条例（昭和26年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「~~第1項~~」を「~~第1項~~」に改め、同条第2項中「~~第2項~~」を削り、「~~第2項~~」を「~~第2項~~」に改め、同条第3項中「~~第3項~~」を「~~第3項~~」に改める。

第12条第1項中「~~第1項~~」を「~~第1項~~」に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~

森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 兵庫県条例第20号

森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例

森林整備地域活動支援事業基金条例（平成14年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成19年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県条例第21号

景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7条」を「第7条の2」に、「第4章の2 景観影響評価（第27条の2－第27条の14）」
を「第4章の2 景観影響評価（第27条の2－第27条の14）」に改める。
第4章の3 空地の利用又は管理（第27条の15）」

第1章中第7条の次に次の1条を加える。

（地域景観形成等基本計画）

第7条の2 知事は、自然的社会的諸条件からみて、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、当該地域の景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「地域景観形成等基本計画」という。）を定めることができる。

2 地域景観形成等基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域景観形成等基本計画の区域
- (2) 地域景観形成等基本計画の目標
- (3) 前号の目標を達成するために必要な景観の形成等に係る施策に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、地域景観形成等基本計画を定めるに当たっては、前条第1項の景観形成等基本方針との整合を図るものとする。

4 知事は、地域景観形成等基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。

5 市町長は、必要があると認めるときは、地域景観形成等基本計画の変更を要請することができる。

6 前条第2項の規定は、第1項の規定による決定について、第4項及び前条第2項の規定は、地域景観形成等基本計画の変更について準用する。

第13条の見出し中「又は空地」を削り、同条第1項中「、又は空地の利用若しくは管理が景観の形成を阻害していると認めるとき」及び「又は空地」を削る。

第20条の見出し中「又は空地」を削り、同条第1項中「、又は空地の利用若しくは管理が風景の形成を阻害していると認めるとき」及び「又は空地」を削る。

第4章の2の次に次の1章を加える。

第4章の3 空地の利用又は管理

第27条の15 知事は、空地（土石の採取の跡地、建設資材の保管の用に供されている土地その他の知事が定める土地をいう。以下同じ。）の利用又は管理（以下「空地の利用等」という。）について、空地利用等景観基準を定めるものとする。

- 2 知事は、空地の利用等が空地利用等景観基準に著しく適合しないと認めるときは、当該空地の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。
- 3 知事は、前項の規定による指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該者に対し、当該指導に係る空地の利用等の内容を空地利用等景観基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 4 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 6 第22条第3項及び第4項の規定は、空地利用等景観基準の決定及び変更について準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、目次の改正規定（「第7条」を「第7条の2」に改める部分に限る。）及び第1章中第7条の次に1条を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の景観の形成等に関する条例第13条第1項又は第20条第1項の規定によりなされた要請は、改正後の景観の形成等に関する条例第27条の15第2項の規定によりなされた指導とみなす。
- 3 改正後の景観の形成等に関する条例第27条の15第1項の規定による空地利用等景観基準の決定のための手続は、この条例の施行前においてもすることができる。

